

# 第1部

## 虐待防止法について学ぶ

### 第1章 高齢者虐待防止法とは

# 「高齢者虐待の防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」とは

- 高齢者虐待の定義
  - 国および地方公共団体の責務
  - 国民の責務
  - 高齢者虐待の早期発見
  - 養護者による高齢者虐待の防止，養護者に対する支援
  - 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止
- などが定められています。

# 高齢者虐待とは

- ▶ 高齢者虐待防止法において「高齢者虐待」とは
  - ◆ 養護者による高齢者虐待
  - ◆ 養介護施設従事者等による高齢者虐待に分けられています。

# 高齢者虐待防止法における定義

- ◆ 「高齢者」とは、65歳以上の者
- ◆ 「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であって、養介護施設従事者等以外の者

※ 「現に養護する」とは、「金銭管理，食事や介護などの世話，自宅の鍵の管理など，何らかの世話をしている者（高齢者の世話をしている家族，親族，同居人等）が該当。別居している親族・知人等が養護者に該当する場合もある。

# ◆ 「養介護施設従事者等」とは

- ・・・ 「養介護施設」または「養介護事業」の業務に従事する者

## ▶ 養介護施設

- ・ 老人福祉法に規定する老人福祉施設，有料老人ホーム
- ・ 介護保険法に規定する介護老人福祉施設，介護老人保健施設，介護療養型医療施設，地域密着型介護老人福祉施設，地域包括支援センター

## ▶ 養介護事業

- ・ 老人福祉法に規定する老人居宅生活支援事業
- ・ 介護保険法に規定する居宅サービス事業（予防含む），地域密着型サービス事業（予防含む），居宅介護支援事業（予防含む）

# 高齢者虐待の類型と具体例

①身体的虐待…… 平手打ちをする，殴る，蹴る，つねる，やけどをさせる，本人に向けて物を投げつける，刃物を近づけたり振り回す，無理やり食事を口に入れる，身体拘束（縛り付ける，必要性の無い投薬で動きを抑制する，部屋に閉じ込めるなど），など。

## ②介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

…… 入浴しておらず異臭がする，髪や爪が伸び放題，皮膚や衣類、寝具が汚れている  
食事や水分を与えず，脱水や栄養失調の状態である，ゴミを放置，病気やけがをしても受診させない，同居人等による虐待を放置する，など。

- ③心理的虐待…… 怒鳴る、ののしる、無視する、悪口を言う、子ども扱いする、台所を使わせないなど生活に必要な道具の使用を制限する、家族等の団らんから排除する、など。  
(精神的に苦痛を与える行為)
- ④性的虐待…… 性的な行為や接触を強要する、本人を裸にする、人前で排泄行為をさせたりおむつ交換をする、性器を写真に撮ったり、撮影したものを他人に見せる、など。
- ⑤経済的虐待…… 生活費を渡さない・使わせない  
年金や預貯金を無断で使用する  
自宅等を無断で処分する  
受診や介護保険サービスに必要な費用を支払わない、など。

**【注意】**

経済的虐待については、養護しない親族による行為も「養護者による虐待」として認定する。

# 虐待の早期発見や早期対応は問題の深刻化を防ぐことができます！！

## ＜高齢者虐待の早期発見等＞

### 法第5条

養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならぬ。

※介護保険サービスを利用している場合、異変や兆候に気づく可能性が高いのがケアマネジャーや介護保険事業所の職員です。**早期発見の要（かなめ）**となります！！

※通報を受理した側には、**通報者を特定する情報を漏らしてはいけない**という「**守秘義務**」が課せられていますので、**ためらわず相談・通報してください。**



# 虐待発見チェックリスト

複数のものにあてはまると、疑いの度合いはより濃くなってきます。

これらはあくまでも例示ですので、この他にも様々な「サイン」があることを認識しておいてください。

## ▶ 高齢者からのサイン

### <身体的虐待>

- ・ 身体に小さな傷が頻繁にみられる。
- ・ 太ももの内側や上腕部の内側、背中等に傷やミミズ腫れがみられる。
- ・ 急におびえたり、恐ろしがったりする。
- ・ 「怖いから家にいたくない」等の訴えがある。
- ・ 傷やあざの説明のつじつまが合わない。

### <介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）>

- ・ 居住部屋，住居が極めて非衛生的になっている，また異臭を放っている。
- ・ 寝具や衣服が汚れたままの場合が多くなる。
- ・ 適度な食事を準備されていない。
- ・ 栄養失調の状態にある。
- ・ 疾患の症状が明白にもかかわらず，医師の診断を受けていない。

## <心理的虐待>

- ・かきむしり，噛みつき，ゆすり等がみられる。
- ・身体を萎縮させる。
- ・自傷行為がみられる。
- ・無力感，あきらめ，投げやりな様子になる。

## <性的虐待>

- ・肛門や性器からの出血や傷がみられる。
- ・生殖器の痛み，かゆみを訴える。
- ・急におびえたり，恐ろしがったりする。

## <経済的虐待>

- ・年金や財産収入等があることは明白なのにもかかわらず，お金がないと訴える。
- ・お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いができない。
- ・経済的に困っていないのに，利用者負担のあるサービスを利用したがない。
- ・預貯金が知らないうちに引き出された，通帳がとられたと訴える。

## ▶ 養護者からのサイン

- ・ 高齢者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる。
- ・ 高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる。
- ・ 高齢者の健康や疾患に関心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否する。
- ・ 経済的に余裕があるように見えるのに、高齢者に対してお金をかけようとしない。

## ▶ 地域からのサイン

- ・ 自宅から高齢者や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴・うめき声、物が投げられる音が聞こえる。
- ・ 気候や天気が悪くても、高齢者が長時間外にいる姿がしばしばみられる。
- ・ 近所付き合いがなく、訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられる。

参考) 「東京都高齢者虐待対応マニュアル」より抜粋

# 虐待対応の基本姿勢と留意点

## 1. 高齢者本人，養護者の「自覚」は問いません

虐待が発生している場合，虐待を受けている高齢者，虐待をしている養護者に自覚があるとは限りません。

また，長期間にわたって虐待を受けている場合には高齢者本人が無気力感からあきらめてしまっていたり，「家族に面倒をかけている」という負い目を感じている場合があります。

## 2. 高齢者本人の安全確保を最優先

高齢者本人が分離を望んでいなくても，本人の生命・身体の保護が必要な場合があります。

また，入院などの緊急保護が必要な場合には，養護者との信頼関係が不十分であっても高齢者の安全確保を優先する必要があります。その場合でも，養護者との信頼関係が構築できるよう，丁寧にアプローチしていくことが重要です。

### 3. 高齢者本人とともに養護者も支援する

高齢者本人も養護者も、ともに苦しんでいます。  
この法律は虐待者を罰することが目的ではありません。

養護者支援は高齢者本人が安心して生活できるための環境整備としても大切です。

